

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 11 月 1 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700192号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700021号

第1 結論

昭和39年4月から昭和41年3月までの請求期間及び昭和45年7月から昭和48年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年4月から昭和41年3月まで
② 昭和45年7月から昭和48年3月まで

私は、昭和37年に近所の人に勧められて国民年金に加入し、昭和38年4月に結婚してA町(昭和*年*月に町制から市制へ移行、現在は、B市)に移ってからは、妻に国民年金保険料の納付を任せていた。請求期間①については、妻が、A町役場の窓口で現金を持参して国民年金保険料を納付していたと言っている。

また、請求期間②についても、請求期間①と同様に妻が、A市役所の窓口で現金を持参して国民年金保険料を納付していたと言っている。

しかし、年金の記録によると、請求期間①及び②が未納期間になっているので、納付できない。請求期間①及び②を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、妻がA町役場の窓口で現金を持参して国民年金保険料を納付していたと陳述している。

しかしながら、請求期間①に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は、当該期間に係る国民年金保険料を遡って納付したり、特例納付をした記憶はなく、特に納期限に遅れることなく、A町の窓口で納付していた旨陳述するのみで、具体的にどのように納付していたかについて憶えていないことから、請求期間①における納付状況が不明である。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間①の直前及び昭和42年1月から同年3月までの期間について、第2回特例納付(昭和49年1月から昭和50年12月までの間に、都道府県知事に申し出ることによって、昭和36年4月から昭和48年3月までの期間のうち、時効により納付できなくなった強制加入被保険者期間に係る国民年金保険料を納付す

ることができるもの)による納付が確認できることから、請求期間①も同様に第2回特例納付で国民年金保険料を納付することができたと考えられるところ、上述のとおり、請求者の妻は、当該期間に係る国民年金保険料をA町の窓口で納付していた旨陳述しているが、特例納付による国民年金保険料の納付は、制度上、市区町村の窓口で納付することはできない。

請求期間②についても、請求者は、妻がA市役所の窓口で現金を持参して国民年金保険料を納付していたと陳述している。

しかしながら、請求者の妻は、(1)請求期間①と同様に請求期間②に係る国民年金保険料を遡って納付したり、特例納付をした記憶はなく、特に納期限に遅れることなく、普通に納付していた旨陳述するのみで、具体的にどのように納付していたかについて憶えていないこと、(2)請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求者が昭和46年9月30日に不在被保険者とされ、昭和49年10月9日に所在が判明したことが確認できることから、請求期間②のうち不在被保険者として扱われている期間については、請求者に国民年金保険料納付の督促などは行われておらず、A市において国民年金保険料を納付したとは考えにくいこと、(3)請求者の所在が判明した昭和49年10月9日時点において、請求期間②のうち、昭和45年7月から昭和47年6月までの国民年金保険料は時効により過年度納付することができない期間であることから、請求期間②における納付状況が不明である。

また、時効により過年度納付できない期間を含め、請求期間②は、請求期間①の直前及び昭和42年1月から同年3月までの期間と同様に第2回特例納付で国民年金保険料を納付することができたと考えられるところ、請求者の妻は、上述のとおり、当該期間に係る国民年金保険料をA市の窓口で納付していた旨陳述しているが、特例納付による国民年金保険料の納付は、制度上、市区町村の窓口で納付することはできない。

このほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出検索を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が、請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。